在中国 EU 商工会議所、2024/2025 版のポジションペーパーを発表

2024 年 9 月 17 日
JETRO 香港事務所

2024 年 9 月 11 日、在中国欧州連合商工会議所[1]（The European Union Chamber of Commerce in China）が、「**中国における欧州ビジネス・ポジションペーパー 2024/2025**」（European Business in China Position Paper 2024/2025 (Position Paper)[2]）を発表した。知財関連の提言[3]については以下の通り。なお、「NEW!」は、前年発表のペーパーに記載がなかった項目を示している。

1. 特許（発明専利）について

- ✓ 特許審査及び無効審判において、各産業の独自性に基づき、より適切な「自明性」の基準を適用して、中国特許出願と外国特許出願の間の整合性を確保すること。
- ✓ 最高人民法院知財法廷を基礎として、専門的・技術的な知財紛争及び独占に関する事件の上訴を処理する国家知財裁判所を設立して、裁判基準の一貫性と裁判プロセスの効率性を確保すること。NEW!

2. 商標について

- ✓ （商標法改正案の商標使用の定期的検証に替えて）商標登録から 3 年以上経過した場合、異議申立、無効審判、民事訴訟において被告が商標権者に商標の使用に関する証拠の提出を要求できるよう、商標法に規定を設けること。
- ✓ 商標登録を拒絶する主な理由が記述性又は識別性の欠如である場合、第 10 条第 1 項第 7 号の代わりに第 11 条を登録拒絶の根拠として引用すること。
- ✓ 出願商標と引用商標の全ての抵触について共同審理を認めるか、または、共存協定を受け入れることで、相対的理由で拒絶された商標の新規登録を促進すること。
  - ➢ 商標登録後 3 年を超える先行商標の存在を理由に商標出願が拒絶された場合、その商標出願人が、拒絶査定不服審判を請求するにあたり、その先行商標の登

---

1 中国における欧州企業の声を代弁する存在として 2000 年に設立された非営利団体。現在、中国本土の北京や上海等 9 都市に支部を置き、1700 以上の会員企業等を擁する。毎年同時期にポジションペーパーを発行。昨年版の概要については以下を参照。
JETRO レポート「在中国 EU 商工会議所、2023/2024 版のポジションペーパーを発表」（2023 年 9 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230922.pdf

2 ［原文 URL］https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-position-paper

3 ［原文 URL］https://www.europeanchamber.com.cn/en/publications-archive/1239/Intellectual_Property_Rights_Working_Group_Position_Paper_2024_2025

録者に使用証明の提出を要求できるよう、商標法を改正すること。

- 先行商標の存在により商標出願が拒絶された場合、新たな商標の出願人がその先行商標の所有者に対して提起した全ての紛争は、商標出願拒絶の復審と同時に解決されるよう、商標法を改正すること。
- 悪意を理由に商標が無効とされた場合、裁判所が無効商標の所有者に対し、無効請求人が負担した訴訟費用の支払いを命じる権限を有する旨規定すること。
- 共存を認める先行商標権者の同意書を受理すること。

3. 法律へのアクセスについて

- ✓ 実用新案（実用新型専利）および意匠（外観専利）について、中国国家知識産権局（CNIPA）が作成した最初の不利な専利権評価報告書に対して専利権者が異議申立を行うことができる復審または上訴制度を確立すること。
- ✓ 原告の損害賠償請求額に関係なく、法定限度内で懲罰的損害賠償を認める完全な裁量権を裁判所に認めるよう、民事訴訟法第 211 条を改正すること。
- ✓ 専利訴訟に関する全ての判決が公開されるようにすることで、中国の専利制度の公開性と透明性を向上させること。
- ✓ 人民法院が登録商標に対する請求を受理し、その商標の無効手続が完了するまで訴訟を一時停止することを認めること。

4. オンラインでの知財保護について

- ✓ オンライン知財権侵害に対処するため、インターネットプラットフォーム企業の基本的責任（baseline requirement）を最適化するための規制を強化すること。
- ✓ 模倣投稿、知財権侵害および新しい形態のオンライン侵害の監督を強化すること。

5. 営業秘密について

- ✓ 営業秘密の執行に関連する行政・刑事事件に必要な詳細基準を明確にする指針を提供し、営業秘密所有者の国籍に関係なく、行政・刑事事件を受理すること。
- ✓ 営業秘密侵害を証明するための証拠の形式要件に関する指針を提供し、「一応の証拠」（Prima Facie Evidence）を立証するための基準を明確にすること。
- ✓ 技術的特徴が所有者の営業秘密か公開情報かを判断する基準を策定すること。

6. 地理的表示（GI）について NEW!

- ✓ 登録された GI 商品に効果的な保護を提供する法律を制定すること。　（以上）